令和８年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業
【やまがた若者定着枠】　募集要項

山形県及び県内市町村では、将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進することを目的として、大学等卒業後に一定期間以上県内で居住・就業した者に対して、奨学金の返還支援のための補助金を交付する事業の助成候補者を募集します。

１　応募資格

応募資格は、次の各号の要件全てに該当する者とします。

(1)　次のＡ、Ｂのいずれかに該当する者

Ａ　山形県内に居住しながら県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（以下「高校等」という。）を卒業（※）し、次に掲げる日本国内に所在する高等教育機関等（以下「大学等」という。）に在学している者

イ　大学院（修士課程及び博士課程）

ロ　大学

ハ　高等専門学校（第４、５学年及び専攻科に限る）

ニ　短期大学

ホ　専修学校専門課程

ヘ　山形県立産業技術短期大学校、同庄内校、山形県立職業能力開発専門校

（※）以下に該当する者を含む

① 高等専門学校の在学者で、県内の中学校又は特別支援学校中等部（以下、「中学校等」という。）を卒業した者

② 高等学校卒業程度認定試験を受け、大学等に進学した者のうち進学までの間、県内に居住している者で県内の中学校等を卒業した者

③ 県外の高校等を卒業して大学等に進学した者のうち県内の中学校等を卒業した者

Ｂ　県内に所在する大学等に在学している者

(2)　卒業後に居住することを希望する市町村が対象とする奨学金（別表１のとおり）の貸与を受けている者又は令和８年度中に貸与を受ける予定の者

※ 複数の種類の奨学金の貸与を受けている場合は、支援対象とする奨学金を１つ指定して申請すること。

※ 給付奨学金との併給調整により貸与月額が０円となる奨学金は、対象外となります。

(3)　県内に事業所を有する法人、団体及び個人事業主（以下「県内企業等」という。）への就業又は県内での創業を希望する者

※ 公務員として就業する場合はこの事業の対象外となります。

(4)　次の各号のいずれにも該当する者

イ　大学等卒業後13か月以内に山形県内に居住（※）し、かつ**５年間以上**継続して居住する見込みの者

（※）実際に生活の本拠としていること及びその状況が住民票の写しをもって確認できることを条件とします。

ロ　大学等卒業後13か月以内に山形県内で就業(※)又は創業し、かつ**５年間以上**継続して就業する見込みの者

（※）次の全てに当てはまる雇用形態であることを条件とします。
① 雇用主との間で６か月以上（更新による継続を含む）の労働契約を締結していること
② 雇用保険の被保険者（会社役員又は個人事業主の同居親族である場合を除く）であり、１週間の勤務時間が30時間以上であること（傷病、育児及び経済上の理由等により一時的に通常の勤務時間から短縮して勤務している場合を除く）

(5)　申請時点において、次のいずれにも該当しない者

イ　この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既に山形県若者定着奨学金返還支援事業又はやまがた就職促進奨学金返還支援事業の助成候補者の認定を受けている者

ロ　この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既に本事業の助成候補者の認定を受けている者又は申請中である者

ハ　この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者（県内市町村が本事業と連動して行う支援を除く）

ニ　以下の修学資金等を利用している又は大学等を卒業するまでに利用する予定がある者

・山形県医師修学資金　　・山形県看護職員修学資金　　・山形県保育士修学資金
・山形県介護福祉士修学資金　　・山形県社会福祉士修学資金

２　募集人員

230名

３　募集期間及び提出先

令和８年５月18日（月）から令和８年６月30日（火）17時（必着）までに、大学等卒業後に定住予定の市町村へ、持参または郵送により提出してください。電子申請システムによる提出に対応している市町村については、同システムによる提出も可能です。

なお、応募書類は返却いたしません。

４　応募書類

次に掲げる書類を提出してください。

イ　新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】助成候補者認定申請書（別記様式１）

ロ　【県外大学等の在学者のみ】
県内高校等の卒業証明書（写し可）若しくは卒業証書の写し又は県内中学校等の卒業証明書（写し可）若しくは卒業証書の写し

ハ　大学等の在学証明書（写し可）又は学生証の写し

ニ　奨学生証の写し又は奨学金貸与証明書（写し可）（奨学金の貸与を受けている者）

認定可能な人数を上回る応募があった場合、市町村ごとに選考を行います。上記のほかに選考に必要な書類の提出を求める場合がありますので、各市町村の指示に従ってください。

なお、応募書類の中で提出不可能な書類がある場合は、市町村の担当窓口に相談してください。

５　助成候補者の認定

市町村及び県において応募書類等により審査して助成候補者を認定し、文書により通知します。なお、認定可能な人数を上回る応募があった場合は、応募資格を満たしていても助成候補者に認定されない場合があります。

また、以下の事由に該当した場合は、助成候補者の認定が取消しとなります。

イ　奨学金の貸与を取り消された場合又は受けることができなかった場合
ロ　奨学金の返還が免除された場合
ハ　助成候補者が辞退する場合
ニ　大学等を中途退学した場合（引き続き、他の学校の途中年次に転入する場合を除く）
ホ　大学等卒業後 13 か月以内に山形県内での居住を開始しなかった場合
ヘ　山形県内に居住後３年以内に山形県外へ転出した場合（転出後、再度県内に転入した場合を含む。）
ト　大学等卒業後13か月以内に県内企業等に就業しなかった場合
チ　自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。以下同じ。）による離職期間が通算して６か月を超えた場合
リ　会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して 12 か月を超えた場合（自己都合による離職期間を含む。）
※大学等卒業後、13 か月以内に県内企業等に就業したものの、就業先の都合により県内に居住又は就業することができない期間があると認められる場合は、７−(8)の手続きにより取消が猶予される場合があります。担当窓口にご相談ください。
ヌ　助成候補者認定後の手続きに必要な提出書類が提出期限を過ぎても提出されず、提出の求めにも応じなかった場合

６　助成方法

(1)　助成対象者の認定

助成候補者が、大学等を卒業後 13 か月以内に山形県内に居住・就業し、かつ県内企業等に通算して３年間就業した後に、申請により助成対象者として認定します。

ただし、他市町村への居住による返還支援額の減額の猶予を受けている期間は、県内居住・就業の期間には含まれません。

(2)　返還支援額

①　次のイ、ロのいずれか低い額を上限として支援します。（端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てます。）

イ　２万６千円×令和８年４月以降に奨学金の貸与を受けた月数	・大学等を卒業後、応募書類を提出した市町村以外の県内市町村に居住した場合や、居住開始から３年以内に県内の他市町村へ転居した場合は、左欄の計算式中「２万６千円」を「１万３千円」として計算します。（他市町村への居住による返還支援額の減額の猶予を受けた者で、猶予期限までに応募書類を提出した市町村に居住した場合を除く）
ロ　県内居住・就業から３年経過後の奨学金の返還残額（有利子貸与奨学金の場合は利子分を除く）	・返還残額は助成対象者の認定申請時に提出する奨学金返還証明書に記載された額で確認します。 ・災害、傷病、経済困難、失業等の返還困難な事情により、奨学金の返還減額又は返還期限猶予を受けている場合の返還残額は、減額又は猶予を受けていないものとして算出した額とします。

② 米沢市に応募した方については、６－(2)-①の返還支援額に、次のハの額を加算して、貸与総額（※）を上限として支援します。（端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てます。）

ハ ２万円×令和８年４月以降に奨学金の貸与を受けた月数 （貸与総額（※）を上限とする）	・大学等を卒業後、米沢市以外の県内市町村に居住した場合や、居住開始から３年以内に県内の他市町村へ転居した場合は、加算はありません。 （他市町村への居住による返還支援額の減額の猶予を受けた者で、猶予期限までに米沢市に居住した場合を除く）

※ 上限となる貸与総額は、就業開始年度の就業状況等報告の際に提出する貸与奨学金返還確認票の写し等に記載された額で確認します。なお、奨学金の返還が免除された場合は、免除された金額を控除します。

(3) 助成方法

助成対象者からの申請に基づき、返還支援額を県が一括で本人に代わり奨学金の貸与機関に支払います。ただし、奨学金の返還残額が補助金の確定額を下回る場合は、差額を助成対象者本人に支払います。

(4) 助成対象者の認定の取消し

次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定が取消しとなります。

イ 奨学金の返還が免除された場合（死亡、精神もしくは身体の障がいによる免除等）

ロ 助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して２年以内に、次のいずれかに該当することとなった場合

① 県外に居住又は就業した場合（就業先の都合によるものを除く。）

② 自己都合による離職期間が通算して６か月を超えた場合

③ 会社側の都合または病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して 12 か月を超えた場合（自己都合による離職期間を含む。）

※就業先の都合により県内に居住又は就業することができない期間がある場合は、申請により取消が猶予される場合があります。担当窓口にご相談ください。

(5) 補助金の返還

６－(4)ロに該当し、助成対象者の認定を取消された場合、支払いを受けた支援額全額を県へ返還するものとします。

また、助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して２年以内に、当初申請した市町村から県内の他市町村へ転居した場合は、支払いを受けた支援額（加算分を除く）の２分の１を県へ返還するものとします。６－(2)-②の返還支援額の加算がある場合は、当該加算額も合わせて県へ返還するものとします。

7 助成候補者認定後の手続き

下記の手続きを行わないことで、支援を受けることができない場合があります。

(1)　大学等在学中に当初の申請内容から変更があった場合の手続き

【提出先：市町村】

	提出期限	提出書類
連絡先や住所、卒業年月、貸与額、貸与期間等に変更があった場合	変更が生じてから３か月以内	イ　状況報告書（別記様式２）

(2)　大学等を卒業後、更に進学した場合の手続き　【提出先：市町村】

	提出期限	提出書類
大学院等に進学した場合	進学した日から３か月以内	イ　在学期間延長承認申請書（別記様式３） ロ　大学等の卒業証明書（写し可）又は卒業証書の写し ハ　進学先の在学証明書（写し可）又は学生証の写し

※ 大学院等の進学に係る奨学金について返還支援を希望する場合は、改めて当事業への助成候補者認定申請が必要です。

(3)　大学等卒業後の手続き　【提出先:市町村】

	提出期限	提出書類
就業開始年度（１年目）	就業後３か月以内	イ　就業状況等報告書（別記様式４） ロ　大学等の卒業証明書（写し可）又は卒業証書の写し ハ　在職証明書（別記様式５） ニ　住民票の写し（コピー可、マイナンバー記載のないもの） ホ　貸与奨学金返還確認票の写し又は奨学金貸与証明書（写し可）
就業開始から２年目及び３年目	毎年９月 30 日まで	イ　就業状況等報告書（別記様式４） ロ　前年の確定申告書の写し（個人事業主の場合のみ）
改姓や連絡先、住所等に変更があった場合	変更が生じてから３か月以内	イ　改姓・転居等に係る報告書（別記様式６）

(4)　就業期間が通算して３年を経過した後の手続き　【提出先：県】

	提出期限	提出書類
就業期間が通算して３年を経過した場合	３年経過後３か月以内	イ　助成対象者認定申請書（様式は補助金交付要綱で規定） ロ　在職証明書（別記様式５） ハ　住民票の写し（コピー可、マイナンバー記載のないもの） ニ　奨学金返還証明書（写し可）

補助金交付後、就業開始から４年及び５年を経過した場合	就業４年経過後及び５年経過後から３か月以内	イ　県内居住・就業報告書（様式は補助金交付要綱で規定） ※離職した場合は以下の書類を提出 ロ　雇用保険被保険者離職票又は退職証明書の写し（退職年月日が確認できるもの） ※離職後に再就業した場合は以下の書類を提出 ハ　再就業にかかる在職証明書（再就業年月日が確認できるもの）

(5)　就業期間が３年未満で離職した場合の手続き　　【提出先：市町村】

	提出期限	提出書類
離職後、再び就業した場合	再就業後 １か月以内	イ　就業状況等報告書（別記様式４） ロ　雇用保険被保険者離職票又は退職証明書の写し（退職年月日が確認できるもの） ハ　再就業にかかる在職証明書（再就業年月日が確認できるもの）（別記様式５）
離職後、やむを得ない事情により通算６か月以内に就業できない場合	離職後１か月以内	会社側の都合又は病気、けが等やむを得ない事情により、離職後に就業できず、求職又は離職期間を12か月までに延長することを希望する場合は以下の書類を提出してください。 イ　求職・離職期間延長承認申請書（別記様式７） ロ　医師の診断書（写し可）（病気、けが等の場合） ハ　雇用保険被保険者離職票又は退職証明書（退職年月日が確認できるもの）の写し

(6)　他市町村への居住による返還支援額の減額を猶予する場合の手続き

【提出先：市町村】

	提出期限	提出書類
大学等を卒業後、応募書類を提出した市町村以外の県内市町村に居住した場合や、居住開始から３年以内に県内の他市町村へ転居した場合で、１年以内に応募書類を提出した市町村へ転居することが見込まれる場合	応募書類を提出した市町村以外の県内市町村に居住してから１か月以内	イ　返還支援額減額猶予承認申請書（別記様式８） ロ　住民票の写し（コピー可、マイナンバー記載のないもの）

(7)　辞退する場合の手続き　　【提出先：市町村】

	提出期限	提出書類
取消の要件に該当する場合等	―	イ　認定辞退申請書（別記様式９）

(8)　認定取消を猶予する場合の手続き　　【提出先：県】

	提出期限	提出書類
県内企業等に就業したものの、就業先の都合により県内に居住又は就業することができない期間があると認められる場合	認定取消の猶予に係る事務取扱要領で規定	イ　認定取消猶予承認申請書（様式は認定取消の猶予に係る事務取扱要領で規定） ロ　住民票の写し（コピー可、マイナンバー記載のないもの） ハ　就業条件等証明書（様式は認定取消の猶予に係る事務取扱要領で規定）

(9)　提出場所

７－(4)及び７－(8)で規定する提出書類は県に、それ以外の提出書類は応募書類を提出した市町村に提出してください。電子申請システムによる提出に対応している市町村については、同システムによる提出も可能です。ただし、大学等を卒業後、応募書類を提出した市町村と異なる市町村に居住した場合（７－(6)で減額の猶予を受け、猶予期限までに応募書類を提出した市町村に居住した場合を除く）は、以降すべての提出書類を県に提出してください。

なお、やむを得ない事情により手続きができない場合や提出不可能な書類がある場合は、市町村又は県の担当窓口に相談してください。

８　応募・問合せ窓口一覧

(1)　市町村　（応募書類提出先）

市町村名	担　当	電話
山形市	教育委員会 学校教育課 高等学校担当	023-641-1212
米沢市	企画調整部 地域振興課 若者支援担当	0238-22-5111
鶴岡市	教育委員会 管理課 庶務係	0235-57-4861
酒田市	地域創生部 地域みらい創生課 移住定住ふるさと係	0234-26-5768
新庄市	教育委員会 教育総務課	0233-22-2111
寒河江市	みらい協働課 地域活性化支援係	0237-83-3205
上山市	産業観光課 産業振興係	023-672-1111
村山市	政策推進課 地方創生係	0237-55-2111
長井市	総合政策課 総合戦略室	0238-82-8001
天童市	教育委員会 教育総務課 庶務係	023-654-1111
東根市	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係	0237-42-1111
尾花沢市	教育委員会 こども教育課 教育指導室	0237-23-3330
南陽市	みらい戦略課 企画振興係	0238-27-1250
山辺町	美力発信課 シティプロモーション係	023-667-1110
中山町	総合政策課 まちづくり推進グループ	023-662-4271
河北町	教育委員会 学校教育課 教育総務係	0237-71-1136
西川町	教育委員会 まなぶ課 学校教育係	0237-74-2114
朝日町	政策推進課 地域振興係	0237-67-2112
大江町	教育委員会 教育文化課 再編推進係	0237-62-2270
大石田町	企画情報課 政策企画グループ	0237-35-2111
金山町	教育委員会 教学課 学校教育係	0233-32-0075
最上町	教育文化課 学校教育室	0233-43-2053
舟形町	教育委員会 教育課 学事係	0233-32-2379
真室川町	教育委員会 教育課 学校教育係	0233-62-2223
大蔵村	企画課 政策推進係	0233-75-2111
鮭川村	教育委員会 教育課 教育総務係	0233-55-3051
戸沢村	教育委員会 共育課 学校教育係	0233-72-3242
高畠町	企画課 企画調整係	0238-52-1734
川西町	商工観光課 商工労政係	0238-42-6645
小国町	総務企画課 政策企画担当	0238-62-2264
白鷹町	商工観光課 商工振興係	0238-87-0696
飯豊町	企画課 総合政策室	0238-87-0521
三川町	産業振興課 商工観光係	0235-35-7015
庄内町	企画情報課 まちづくり移住係	0234-42-0162
遊佐町	企画課 定住促進係	0234-28-8257

(2)　県　（応募書類の提出先ではありません。）

担　当	電話
山形県 産業労働部 産業創造振興課 地域産業振興担当	023-630-2691

別 表 1

９　市町村別対象奨学金

貸与中又は貸与予定の奨学金を支援対象としている市町村にのみ申請可能です。

市町村名	日本学生支援機構 第一種奨学金	日本学生支援機構 第二種奨学金	市町村の奨学金
山形市	○	○	
米沢市	○	○	米沢有為会奨学金
鶴岡市	○	○	鶴岡市育英奨学金
酒田市	○	○	
新庄市	○	○	
寒河江市	○	○	
上山市	○	○	上山市奨学金
村山市	○	○	
長井市	○	○	長井教育会奨学金
天童市	○	○	
東根市	○	○	東根育英会育英資金、石川奨学金
尾花沢市	○	○	
南陽市	○	○	
山辺町	○	○	
中山町	○	○	
河北町	○	○	河北町育英会奨学金
西川町	○	○	西川町育英奨学資金
朝日町	○	○	朝日町奨学金
大江町	○	○	大江町ふるさと奨学金
大石田町	○	○	
金山町	○	○	金山町育英会奨学金
最上町	○	○	最上町教育振興修学資金
舟形町	○	○	舟形町教育振興修学資金
真室川町	○	○	真室川町教育振興修学資金
大蔵村	○	○	大蔵村奨学資金
鮭川村	○	○	鮭川村教育振興修学資金
戸沢村	○	○	戸沢村教育振興修学資金
高畠町	○	○	
川西町	○	○	
小国町	○	○	
白鷹町	○	○	
飯豊町	○	○	飯豊町奨学資金
三川町	○	○	三川町育英奨学資金
庄内町	○	○	庄内町育英資金
遊佐町	○	○	

※給付奨学金との併給調整により貸与月額が０円となる奨学金は対象外となります。

別記様式１

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿
＿＿＿＿市町村長 殿

新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】助成候補者認定申請書

令和８年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　月　日	性別	
	住所	〒		
	電話番号（携帯）		ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	
	高校等名（中学校等名）	卒業 ※県外高校等から県外大学等に進学した場合又は高等専門学校在学中の場合は卒業した中学校等名を記入すること		
家族連絡先	ふりがな			
	氏名			
	住所	〒		
	電話番号			
大学等	名称	第　学年		
	所在都道府県		卒業予定年月	（西暦）　年　月
支援を申請する奨学金	いずれか一つに○ （　）日本学生支援機構第一種奨学金（無利子） （　）日本学生支援機構第二種奨学金（有利子） （　）市町村の奨学金（　）			
	貸与月額　円	途中で貸与月額に変更がある場合は、こちらに詳細を記載してください。 例）2024.4から2026.3まで30,000円、2027.4から2029.3まで60,000円、入学時特別増額500,000円		
	貸与総額　円			
	貸与予定期間	年　月～　年　月まで		
返還支援予定額	26,000円 ×（　）月 ＝　円 ↑令和８年４月以降に奨学金の貸付を受ける予定の月数 ◎支援の申請時点の返還残額や大学等卒業後の居住地等で支援額は変わります。			
就業予定分野	別表2「就業分野一覧」を参考にアルファベットを記入 分類（　）　職業名（決まっている場合）（　）			
将来山形県で働くことを希望する理由				

□　私は、令和８年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業募集要項の１－(5)の規定に該当する者ではありません（必須）。
□　私は、令和８年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業募集要項の６－(5)の規定に該当する場合の支援額の返還に同意します（必須）。
□　私は、山形県又は県内市町村がUターン関係情報の提供にあたり、申請書記載の各事項を使用することに同意します（任意）。
↑　同意する場合✓（裏面もご確認ください。）

（裏面）

（募集要項抜粋）

１－(5)　申請時点において、次のいずれにも該当しない者

イ　この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既に山形県若者定着奨学金返還支援事業又はやまがた就職促進奨学金返還支援事業の助成候補者の認定を受けている者

ロ　この事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、既に本事業の助成候補者の認定を受けている者又は申請中である者

ハ　この事業により返還支援を受けようとする奨学金について、本事業以外の支援制度による返還支援や返還額の減額又は免除等を受ける予定がある者（県内市町村が本事業と連動して行う支援を除く）

ニ　以下の修学資金等を利用している又は大学等を卒業するまでに利用する予定がある者

・山形県医師修学資金　・山形県看護職員修学資金　・山形県保育士修学資金
・山形県介護福祉士修学資金　・山形県社会福祉士修学資金

６－(4)　助成対象者の認定の取消し

次のいずれかに該当した場合は助成対象者の認定が取消しとなります。

イ　奨学金の返還が免除された場合
（死亡、精神もしくは身体の障がいによる免除等）

ロ　助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して２年以内に、次のいずれかに該当することとなった場合

① 県外に居住又は就業した場合（就業先の都合によるものを除く。）
② 自己都合による離職期間が通算して６か月を超えた場合
③ 会社側の都合または病気､けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して 12 か月を超えた場合（自己都合による離職期間を含む。）

６－(5)　補助金の返還

６－(4)ロに該当し、助成対象者の認定を取り消された場合、支払いを受けた支援額全額を県へ返還するものとします。

また、助成対象者の要件を満たすこととなった日から起算して２年以内に当初申請した市町村から県内の他市町村へ転居した場合は、支払いを受けた支援額（加算分を除く）の２分の１を県へ返還するものとします。６-(2)-②の返還支援額の加算がある場合は、当該加算額も合わせて県へ返還するものとします。

別　表２

就業予定分野一覧（参考：日本標準産業大分類）

就業予定分野は資格や職種ではなく、就業先の該当する分野となります。

分類	対象業種
A	農業・林業関連業種
B	漁業関連業種
C	建設業関連業種（鉱業，採石業，砂利採取業、建設業に関する測量設計業を含む。）
D	製造業関連業種
E	電気・ガス・熱供給・水道業関連業種
F	情報通信業関連業種
G	運輸業，郵便業関連業種
H	卸売業，小売業関連業種
I	金融業，保険業関連業種
J	不動産業，物品賃貸業関連業種
K	観光関連業種（旅行業、宿泊業等含む。）
L	飲食業関連業種
M	医療，福祉関連業種（医薬品販売関係を含む。）
N	教育，学習支援業関連業種
O	その他サービス業関連業種（A～N に分類されないもの）

※ Ａ～Ｎの各区分の関係業種には、各業種に関係するサービス事業を行う者（各業種に関する専門のコンサルタント、各業界の事業組合等）を含む。

別記様式２

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿
＿＿＿＿市町村長 殿

氏名

状況報告書【やまがた若者定着枠】

令和８年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

変更する項目に✓	変更前	変更後
□ 氏名の変更 （本人 ・ 家族）		
□ 住所の変更 （本人 ・ 家族）	〒	〒
□ 電話番号または ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽの変更 （本人 ・ 家族）		
□ 卒業予定年月の 変更		
□ 奨学金の貸与額や 貸与期間等の変更	（例）月額 80,000 円 総額 3,840,000 円 貸与期間　R8.4～R12.3	（例）月額 50,000 円 総額 2,400,000 円 貸与期間　R8.4～R12.3
□ その他の変更		

別記様式３

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿
＿＿＿＿＿市町村長 殿

氏名

在学期間延長承認申請書【やまがた若者定着枠】

令和８年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項の規定に基づき、進学先大学等を卒業（修了）するまで（予備校の場合は入学から最大 12 か月まで）在学期間を延長したいので、承認くださるよう申請します。

助成候補者	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　月　日	性別	
	住所	〒		
	電話番号		ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	
卒業大学等	名称			
	所在都道府県			
	卒業年月	年　月		
進学大学等（予備校を含む）	名称			
	所在地			
	卒業予定年月	年　月		
		※予備校の場合は入学月から12か月以内とすること		
添付書類	□ 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し □ 進学先の在学証明書又は学生証の写し			

大学院への進学や短期大学から４年制大学への編入などにあたり、新たに貸与を受けた奨学金について奨学金返還支援事業による支援を希望する場合には、改めて助成候補者認定申請を行う必要があります。

別記様式４

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿
＿＿＿＿＿市町村長 殿

氏名

就業状況等報告書【やまがた若者定着枠】

令和８年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

就業 １年目・ ２年目 ・ ３年目 （〇で囲む）

助成候補者	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年　月　日	性別	
	住所	〒		
	電話番号		ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	
就業先	就業先名　称			
	部署名・職名			
	所在地	〒		
	就業開始日	年　月　日		
就業分野	分類（　　）　別表２「就業分野一覧」を参考にアルファベットを記入			
添付書類	【１年目】 ☐ 大学等の卒業証明書（写し可）又は卒業証書の写し ☐ 在職証明書（別記様式５） ☐ 住民票の写し（コピー可、マイナンバーの記載のないもの） ☐ 貸与奨学金返還確認票の写し又は奨学金貸与証明書（写し可） 【２年目・３年目】 ☐ 添付書類なし(個人事業主の場合は前年の確定申告書の写し)			

※応募書類を提出した市町村と異なる市町村に居住した場合は下記に提出のこと。
〒990-8570　　山形県山形市松波二丁目８番１号
山形県産業労働部 産業創造振興課 地域産業振興担当

別記様式５

在　職　証　明　書

住　　所	
氏　　名	
生年月日	年　　月　　日
就業先名	
就業地（所在地）	
職名及び職務内容	
雇用契約の期間 (いずれかに☑)	□ 定めなし
	□ 定めあり（　　年　　月　　日までの　　か月間） ※契約期間の更新　□あり　□なし
上記就業地での 就業開始の日	年　　月　　日

（該当する場合✓を付けてください）

□ 以下の雇用条件を満たしている。

雇用保険の被保険者（会社役員又は個人事業主の同居親族である場合を除く）であり、１週間の勤務時間が 30 時間以上であること（傷病、育児及び経済上の理由等により一時的に通常の勤務時間から短縮して勤務している場合を除く）

上記について、相違ないこと及び当社に在職していることを証明します。

年　　月　　日

事業所所在地

事業所名称

代表者名　　印

【証明書作成者】

所　　属			
担当者名		電話番号	

※県または市町村の担当者が電話確認する場合があります。

※在職証明書への押印を省略する場合、対象者が当該事業所で就労していることが証明できる書類の写しの提出を求めることがあります。

別記様式６

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿
＿＿＿＿＿市町村長　殿

氏名

改姓・転居等に係る報告書【やまがた若者定着枠】

令和８年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項の規定に基づき、次のとおり報告します。

	項目（※）		変更前	変更後
助成候補者		ふりがな		
		氏名		
		住所	〒	〒
		電話番号		
		ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ		

（※）変更があった項目に「○」をつけ、該当部分を記載すること。

別記様式７

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿
＿＿＿＿＿市町村長 殿

申請者　　住所　〒

氏名

求職・離職期間延長承認申請書【やまがた若者定着枠】

令和８年度新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】募集要項の規定に基づき、求職・離職期間を延長したいので、承認くださるよう申請します。

記

求職・離職期間延長理由

別記様式８

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿
＿＿＿＿市町村長 殿

氏　名

返還支援額減額猶予承認申請書【やまがた若者定着枠】

私は、応募書類を提出した市町村とは異なる県内市町村に居住しておりますが、１年以内に応募書類を提出した市町村に転居する予定であることから、返還支援額の減額の猶予を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="3">助成候補者</td><td>現住所</td><td colspan="3">〒</td></tr>
<tr><td>現住所での
居住開始日</td><td colspan="3">年　　月　　日から</td></tr>
<tr><td>電話番号
（携帯）</td><td></td><td>ﾒｰﾙ
ｱﾄﾞﾚｽ※</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">就業先</td><td>配属先</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3">〒</td></tr>
<tr><td rowspan="2">奨学金の
返還の状況</td><td colspan="2">奨学金の返還期間</td><td colspan="2">返還残額</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　月　～　　年　月まで</td><td colspan="2">円</td></tr>
</table>

※メールアドレスのフリガナは、「０（ｾﾞﾛ）」と「Ｏ（ｵｰ）」「１（ｲﾁ）」と「ｌ（ｴﾙ）」、「‐（ﾊｲﾌﾝ）」と「＿（ｱﾝﾀﾞｰﾊﾞｰ）」、「ｓ（小文字）」と「Ｓ（大文字）」等紛らわしい文字の時に記載してください。

申請にあたっては下記の項目に同意したことを確認するため、□にチェックを入れてください。

申請にあたり、私は下記のすべての事項について同意します。

□ 猶予期限までに応募書類を提出した市町村への転居を行わなかった場合は、返還支援額が減額になることについて理解しました。

□減額が猶予されている期間は、募集要項６－(1)で規定する県内居住・就業期間には含まれず、猶予期間中に奨学金の返還残額が減少したことにより返還支援額が減額となる場合があることについて理解しました。

（※）奨学金の返還残額が返還支援の上限額を下回った場合、当該返還残額が支援対象額となります。

【添付書類】

□　住民票の写し（コピー可、マイナンバー記載のないもの）

※就業開始年度等の就業状況等報告書をまだ提出していない方は、就業状況等報告書を一緒に提出してください。

別記様式９

令和　　年　　月　　日

山形県知事　　殿
＿＿＿＿＿市町村長 殿

氏名

認定辞退申請書【やまがた若者定着枠】

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で通知のあった助成候補者の認定について、下記の理由により辞退したいので、申請します。

記

辞退理由

（　　）奨学金不貸与のため
（　　）大学等を途中で退学したため
（　　）県外に就業し、今後県内に就業する見込みがないため
（　　）県外に居住したため（県内就業又は離職中の場合）
（　　）公務員として就業したため　（ 県内 ・ 県外 ）
（　　）期間内に就業できなかったため
（　　）離職期間が通算して６か月（やむを得ない事情による場合は 12 か月）を超えたため
（　　）奨学金を全額返済したため
（　　）その他（　　）

【記入者】

氏名				
生年月日	年　　月　　日			
住所	（〒　　－　　）			
連絡先	電話		メール	